

事業者排出量削減計画書 **（新規・変更）**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	東京都港区東新橋1-9-1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 孫 正義				
事業者の主たる業種	通信業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	22年 4月 ～ 24年 3月				
基本方針	当社「環境行動指針」に基づいて環境保全への体系的な取り組みを実施する。				
推進体制	全社横断組織「環境委員会」>技術統括				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	関西ネットワークセンター			
	取得年月日	平成19年8月20日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	22	基地局等受電契約設備	省エネ機器への転換		
	23	基地局等受電契約設備	省エネ機器への転換		
	24	基地局等受電契約設備	省エネ機器への転換		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （21）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （24）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	3,524.8 t	6,258.7 t	77.6 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 3,524.8 t	*2 6,258.7 t	77.6 %	
	目標設定の考え方	当社はユーザーの利便性向上のために通信設備を増設するが、その際、設備の配置や規模の最適化に取り組み排出量の増加を抑制する。また、設備更新にあわせエネルギー効率の高い機器を導入する。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	基地局等受電契約設備	二酸化炭素換算受電契約箇所数	2.254 t-co2/局数	2.569 t-co2/箇所数	14.0 %
	事務所	二酸化炭素換算床面積	0.079 t-co2/m ²	0.077 t-co2/m ²	-3.3 %
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	効率の高い機器に置き換え、設備あたりの排出量を低下させることが重要であるので分母を受電契約箇所数とする。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t		
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量） kwh	（削減量） t		
		（熱供給量） GJ	（削減量） t		
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t		
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量） t	（削減量） t		
削減量等合計		*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1 3,524.8 t	*2-(*3) 6,258.7 t	77.6 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	携帯リサイクル活動に注力するとともに、業界として行うイベントなどに参加し、環境保護に関する普及啓発活動を行う。				
特記事項	通信事業者として、ネットワークへの需要拡大に応えるとともに、CO2削減への取り組みを高いレベルで推進していくことが重要であると考えている。そのための具体的施策として、基地局の増設や設備更新時のエネルギー効率の向上に取り組む。				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定プランなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。